

伊勢市水洗便所等改造資金助成制度の特例措置の延長について

1 現状

公共下水道が利用できるようになると、家庭などから発生した汚水を公共下水道の入口である「公共汚水ます」に接続する排水設備工事を行っていただくこととなるため、トイレの水洗化や浄化槽廃止に係る経費など、まとまった資金が必要となる。このため排水設備工事の負担軽減を図ることを目的として、「水洗便所等改造資金助成制度」を設けている。

現行の制度は、令和3年度に世帯要件の廃止など一部改正を行い、主に世帯収入の金額により必要と認められた工事費の1/2の額で38万円を上限として助成し、「生活保護受給世帯」においては上限を50万円として工事費を助成している。

現行の制度

上下水道事業規程第4号 伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程（平成17年11月1日施行）より抜粋

世帯要件

- ※生活保護受給世帯（生活保護法による生活扶助を受けている世帯）
- ※その他世帯

次の1～5すべてを満たしていること

- 1 世帯全体の前年の収入が生活保護制度の生活扶助基準額の2.0倍以下、または、市民税非課税世帯であること
- 2 供用開始から3年以内の区域内において、自己の所有する建築物に居住していること
- 3 市税、使用料、各種負担金等を滞納していないこと
- 4 工事の計画確認申請書提出と同時に申し込みを行うこと
- 5 過去に助成金の交付を受けていないこと

※新築工事は対象外

助成額 生活保護受給世帯 必要と認められた工事費（上限50万円）
その他世帯 必要と認められた工事費の1/2の額（上限38万円）

特例措置（伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程 第3条第2項第2号の規定）

「供用開始から3年以内の区域内」という条件を、特例措置により市内全ての供用区域としている（期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日）

2 利用状況

年度 項目	改正前				改正後			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計
利用件数（件）	22	20	29	71	39	32	27	98
うち特例措置による利用件数（件）					13	16	12	41

※令和5年度は12月末時点の件数

3 水洗化の課題

水洗化を促進するため、積極的に未接続の世帯への啓発を行っているが、水洗化率は伸びにくい状況である。接続できない理由として、「経済的な理由」が最も多くを占め、個人のご負担で行っていただく排水設備工事のまとまった資金が必要になることが水洗化の課題である。

4 特例措置の期間を延長する目的

利用状況のとおり、一定の効果がある特例措置の期間を延長し、助成が必要な世帯に対し支援の継続を図る。

5 延長の期間

特例措置の期間を、令和6年3月31日から令和8年3月31日までの2年間延長する。

6 適用

令和6年4月1日から適用する。